

第32回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成25年4月23日（火） 9:57～12:13
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - （専 門 委 員） 菅幹雄
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長
ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 議事録

○廣松部会長 定刻より二、三分前のようにございますが、皆様おそろいのようなので、ただ今から第32回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日は、野辺地委員が御欠席ということでございます。また、西郷委員は、大学での用事のため、遅れて出席されると聞いております。

さて、前回の部会では、審査メモの中の1の（1）調査事項の変更、ア、総売上高の把握の論点のうち、①で事業所母集団データベースの整備との関係及び⑤総売上高を層化項目とする必要性について第1回目の審議を行い、それらについては適当と判断されました。

ただ、それらのうち、本日の部会で、「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」と「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由」の2つについて、調査実施者から改めて詳しく説明していただくということにしております。

なお、先日の第31回部会の結果概要につきましては、事務局から委員、専門委員の皆様へ送付し、確認いただいているところです。このほか、委員、専門委員の皆様から意見、要望や資料の要請等は特に出されていないようですが、今後も、お気付きの点がございま

したら、事務局までメール等により御連絡ください。

本日の部会は12時までという予定ですが、多少時間をオーバーする可能性もありますので、御予定がおありの方は途中で退席されても結構でございます。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 本日の配布資料でございますが、お手元にダブルクリップでとめてございます。

まず、資料1でございますが、これは、基本的に審査メモは前回と同じでございますが、本日新しく資料として出ておりますものの資料ナンバー、それからページ等を追記しているものでございます。

それから、資料2は、統計局におきまして作られている資料でございますが、これも基本的に前回と同じですが、最終ページに従業上の地位のところを、今後そこまでするかどうかわかりませんが、作っていただいている部分を付け加えてあるということでもあります。

資料3ですが、これも同じく統計局で作られておきまして、前回の宿題になっております事項についての資料でございます。

資料4は、経済産業省におきまして作られました本日新たに配布の資料でございます。

そのほか、前回の結果概要としまして、参考資料という形で付けております。

さらに、メインテーブルの方々には、統計局におかれまして作られました資料ですが、資料3の補足の資料になります。席上配布資料ということで配布させていただいております。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。皆様、過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、部会審議に入りますが、審議に入ります前に、本日のこの部会の進め方について簡単に説明させていただきます。

本日は、総売上高に関する審議の第2回目ということになります。前回の部会でも議論いたしました基礎調査と事業所母集団データベースの関係等については、十分な検討が必要と考えております。したがって、本日の審議の流れと致しましては、初めに、前回の部会審議において調査実施者に資料の作成を改めてお願いいたしました「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」と「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由」について、総務省から再度説明を頂き、これらについて審議をお願いしたいと思います。

統計局から説明していただいた後、前回の部会を欠席されました北村委員と菅専門委員から最初に御意見等をお伺いできればと思います。

これらについての審議を終えた後、審査メモの（1）調査事項の変更のうちのア、総売

上高の把握の②地方公共団体の負担増への対応以降の論点に進みたいと思います。

本日は、審議協力者として東京都、埼玉県、大阪府からも御出席いただいておりますので、地方公共団体への影響等について、後ほど御意見を頂ければと思います。

本日は、前回に引き続き、総売上高の把握について審議を行うこととなりますが、平成26年基礎調査において重要なテーマですので、御出席の皆様方におかれまして十分御審議いただけますようお願い申し上げます。

それでは、初めに、本日改めて調査実施者から説明することとされた内容のうち、「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」について、統計局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、私、佐藤から説明させていただきます。部会長のお許しを頂けるようでしたら、資料3に基づいて、今お話のありました母集団データベースの整備工程と、あともう一つ、次の資料3の表紙を除いた2ページ目に役割分担と言いましょうか、前回の宿題が2つあったわけですが、これを一体的に説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○廣松部会長 お願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、お手元の資料3の表紙、それから整備工程の色刷りのもの、もう一枚めくっていただきまして、事業所母集団データベースに関しての概念図をA4縦で描いた図がございます。スケジュールを説明させていただくに先立ちまして、それぞれのビジネスレジスターの中にいろいろな情報を登録するという中で、それぞれのデータソースの役割分担等をこのペーパーで概要を説明させていただいた上でスケジュールを説明させていただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、そのような順番で説明させていただきます。

ビジネスレジスター、A4の縦のペーパーに概念図がございますが、その中で情報源としましては、統計調査としまして、経済センサス基礎調査、活動調査、これが基盤情報となる。それから記録情報、そのほかに行政記録、それから主要な統計調査、19調査でございますが、その調査を入れることによって、ビジネスレジスター全体を的確に更新していくという仕組みになっております。

下の方にビジネスレジスターの中身のデータについて、その役割について表の形で記しております。そこのA4縦のペーパーの下の方の「回答」と書いてあるところから、次の裏ページにかけて書いてありますので、かいつまんで説明させていただきます。

まず、経済センサス活動調査につきましては、これは、経済センサスの創設の大きな流れの中で取りまとめました経済センサスの枠組みという中で、包括的な産業構造統計の整備、それから母集団名簿の拡充を図るための調査ということで、母集団と包括的な産業構造統計という形で1つの大きな基盤情報として位置付けられているということでございます。これが、現在ですと平成24年に実施したデータ、それから次が28年ということで、24年の実施はイレギュラーでしたが、5年に1回やっていくというような形でございます。

次に、その中間年に母集団情報整備のための調査ということで、それをどう呼ぶかというのはございますけれども、平成26年につきましては、中間年に基礎調査という形で調査を行う予定であり、それにつきましては、基本計画の中で、そのような形で行うというのが、いろいろな議論を踏まえた上で合意されているところでございます。母集団情報の的確な整備というものが基本計画の中でありまして、特にその中で、いろいろな属性情報や企業の親子関係等についての的確に捉えるようにということとなっております。基礎調査自体は、統計調査でございますので、母集団情報の整備プラス基本的な企業構造の把握を行うという位置付けの下にやっているとございますが、本を正せば中間年の母集団情報整備を基礎調査という形で行っているということでございます。

そういう形で、基本計画の中の位置づけ等を踏まえますと、基盤情報として位置付けられる。この活動調査、基礎調査を基盤情報として位置付けまして、次のページに行政記録による母集団情報を、経常的に行政記録を用いまして、母集団情報、基盤情報を基礎としながら維持更新していくという役割が行政記録であるということで、毎月行っているということでございます。

それからもう一つ、統計調査、経済センサスの活動調査、基礎調査を除いた19調査につきまして、それらをレジスターに入れて共通事業所コードによって統合することにより、いろいろな有効な統計ができていくだろうということで、今、平成24年からデータの収録を本格的に開始する予定であり、この4つのデータソースにつきまして、それぞれ役割分担があるということでございます。

この前、御説明しましたけれども、2番目にあるとおり、行政記録だけでは、必ずしも母集団情報全てを整備・更新することはできませんので、母集団情報を全国網羅的に整備するためには、母集団情報整備というものが必要になってくるということで、特に活動調査に向けて中間年に行う必要が出てくるというのは、前回説明させていただいた次第でございます。そういう役割分担、位置付け等を踏まえまして、2ページに戻っていただきまして、A4横でございますが、事業所母集団データベースに関する各種統計調査等の整備工程ということで、今の役割分担等を踏まえまして表として整理させていただきました。

ビジネスレジスターのデータベースシステム自体は平成25年1月、年度で言いますと24年度になりますけれども、運用開始しているということでございます。それを受けまして、今、基礎調査の速報集計を新年度になりまして収録しているという状況でございます。それを踏まえて、「スナップショット」と我々呼ぶ場合もございますけれども、一時点の標本抽出のフレームとして、速報を基にして、平成24年7月1日現在の年次フレームというものを平成25年6月末ぐらいを目処に公表する予定でございます。

あと、確報版が出れば、売上高等も踏まえて平成25年度中にデータを収録していくというような状況になっております。

それから、毎年1年ごとに、先ほど申し上げました行政記録による母集団情報の更新を踏まえまして、1年に1回、統計調査の標本抽出のための年次フレームというものを提供

していくという流れを毎年繰り返していくという状況でございます。

また、「H26年次フレーム」と書いてあるところは、経済センサスの基礎調査によって、行政記録だけでは網羅的に把握できなかった部分を、平成26年の年次フレームという部分について、基礎調査を基に包括的にデータを更新するというようなことを考えているところでございます。

それから、最後の統計調査の活用につきましては、平成25年以降、順次データを入れていきまして、年次フレームの提供と同時と言いましょいか、提供の直後にできるだけ早くデータ等を個別の企業に加えるような形で更新して提供していくというような形を考えているところでございます。

概要説明、私からは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回、改めて説明をお願いいたしました「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」と、「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由」について、資料3に基づいて御説明いただきました。

今の説明も踏まえて、先ほども申しましたが、前回御欠席でした北村委員と菅委員におかれまして、前回議論した事項も含めて御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

まず、北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 今の御説明で確認したいところがあるのですけれども、行政記録情報を利用してなかなか捉えられないということで、主に、私が考えるに、廃業した場合になかなかその記録が出てこないということで、やはり廃業の把握が難しいかと思うのですが、そこはどうか考えればいいのかとかいうか、そもそも行政記録で、例えばビジネスをするといったときには必ず登記しないといけないと思われるのですけれども、それがなかなか記録に出てこないで、新たに調査をして調べないといけないということになっていると思うのですけれども、そういった場合には、行政の記録の取り方自体に問題があるという考えでよろしいのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 説明させていただきます。

先ほど資料3の一番最後のページに、私どもで今、考察している範囲としまして、不足がある部分については大きく3つの視点があると。ページが書いていないので大変申し訳ないですけれども、資料3の一番最後のところ、表の下に「2」と書いてあるところでございます。そこに、不足しているところが、私どもの考察している範囲では3つあるのではないかということを考えております。

もう一つ、席上配布としまして数字的なものを提出させていただきました。そこに書いてある内容と合わせて、今、北村委員から御指摘があったとおり、廃業については、古いデータですが、母集団情報の傾向は変わっていないという判断をしております。実績としては、大体年ベースで36万ぐらい廃業があるということですが、行政記録では9万事業所ぐらいしかない。これは2つの論点がございます。例えば、個人企業等は、雇用者なし

だとそもそも行政記録には全く出てこない。例えば商業法人では当然出てきませんし、それから、雇用保険の方は雇用者がなければ出てこない。今、個人企業の雇用者なしについて、そもそも新設も廃業も把握されていないという状況がございます。

プラス、先ほどおっしゃっていただいた趣旨だと思いますが、例えば法人についても、言い方は悪いのですが、夜逃げのようなことをしたとしても、では、それが登記所に行くのかというような論点もあるのだらうと思います。そういう論点から、廃業の方は、私どもは今、始めて2年目に入るところでございますけれども、母集団全体からの統計調査結果と行政記録の実績はかなり違うなというのが1つ論点としてございます。

それから、2つ目が新設の方でございますが、新設の方も、母集団から見た値と行政記録から見た値というのは、やはりこれも少な目であります。約5万という数字から見ると、2割弱だと思いますけれども、この新設につきましても、なぜこう違うかという、先ほど言った個人企業関係は当然入ってきません。商業法人も当然入ってきませんし、雇用保険にも入ってこないというものがございます。そういうことで差が出ているのかなと我々は推測しているところでございます。

あと、支所の改廃について、例えば大企業等については、我々は企業構造と称しておりますけれども、支所等の状況が非常に目まぐるしく変わるというのが推測されます。我々も、まだレジスターが本格的に稼働していないので実証的なデータは持ち合わせていないのですが、そういうところについては、例えば行政記録で新設の支所が最初に捉えられるというのは私どもも存じておるのですが、その後、例えば雇用保険の契約形態として、本社で一括して保険料を払うというような形になっている場合は、その後、支所がどうなったかというのは、行政記録上ほとんど把握不可能と聞いておりますので、そういう観点からも支所の改廃がなかなか捉えられていないので、廃業の方が少なくなっているのかなと考察しております。

長くなって恐縮ですけれども。

○北村委員 今の点に関連しているのですけれども、廃業しなくても、休業といいますか、活動していない企業は結構あると思うのですけれども、それをどうやって捉えるのか。あるいはペーパーカンパニーといいますか、登記はされているけれども、実際に活動を行っているとは思えないような企業をどう捉えるかと。このプログラム全体の中でそういう企業をどう捉えるか。後の話とも関係してくるかと思うのですけれども、総売上げがゼロであるという会社がどのぐらい見込まれるのかということも教えていただければと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私どもの行政記録の照会のプロセスについて詳しい資料はございませんので概要だけ説明させていただきますが、例えば商業法人登記の関係ですと、当然、資本金が、極端な例で言えば1万円とか、1円とかでもできるわけでございます。そういうものも実態としてあるというのは我々も把握しております。昔の300万円以上が全部ではないというのは把握しておりますので、照会業務をきちんとやって、本当に業務をやっているのかどうかというのを照会した上でレジスターの

更新をしていこうと考えているところでございます。

それから、休業につきましては、既に存在していたところが休業になった場合、どうチェックするのかというような御趣旨だと思いますけれども、それについては、実態としては統計調査で把握するしかないのかなという気がしております。雇用保険で、例えば雇用者が全くなくなってしまうということで脱落していくというようなことになれば、私どもは照会を実際にかけております。ですが、そういう動きがもし見られないようなところにつきましては、結局、最後は統計調査で把握していくしかないというのが実情かと考察しております。

○廣松部会長 ほかによろしいでしょうか。では、これからの審議にお加わりいただければと思います。

では、菅専門委員の方からお願いします。

○菅専門委員 今、このビジネスレジスターの話が出てきたのですけれども、私は、そのレジスターに関して、主に欧米諸国ですが、インタビュー等をこれまでやってまいりました。そうしますと、まず言えるのは、我が国の場合、母集団に売上げがまずない。諸外国では大体売上げも入っているし、その他の情報も格納されている。

もう一つは、これはカナダでインタビューしたときに聞いたのですが、行政記録の段階で売上げ等の情報が入ってくるのですけれども、統計調査でも改めて総売上高を調査しているわけです。当然これは二重に調査しているのではないかという質問をするわけですね。そうすると先方の回答は、これは確認項目であると。すなわち、日本ではフェース項目と言ったりしますが、売上げの情報をもう一度確認しなければいけない。そうすると、母集団にある売上げと、当然、標本調査ですから、そこで調べた売上げの母集団推計値の比較ができるわけですね。そうすると、自分たちがやった調査がうまくいったのかうまくいかなかったのかが分かる。同時に、当然のことながら、事業所によっては、非原料の割合が非常に大きくて、雇用者は多いけれども売上げがゼロの事業所もあるし、逆のケースもあるわけですね、従業者数がすごく少ないのだけれども売上げが非常に大きい。これは、生産性が高いとかということではなくて、経理上の都合からそういうふうに扱わざるを得ないケースもあるわけです。そういう情報を事前に持っていれば、それをどう取り扱うか。悉皆層に回してもいいでしょうし、場合によっては対象外にしてもいいし、そういう工夫の余地もある。

そういうことを考えますと、これまで売上高が母集団になかったことの制約で、統計調査の現場が大変苦勞してきたように思われます。そういう意味では、今回、売上高を活動調査に引き続いて基礎調査で把握するということ、そして、もう一つ重要なのは、総売上高は、従業者総数と並んでフェース項目としてそれで確認していくことが、統計の品質を高めるために重要なのではないかと思います。

以上が私の意見になります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料3に基づく説明に関しまして審議を進めたいと思います。

この資料3の1ページ目で工程表、2ページ目で総売上高の把握に関して、ほかの情報源との役割分担について説明を頂きましたが、この2つに関しまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

先ほどの説明、特に1枚目の工程表を見ますと、母集団の整備に関して、まず、平成24年の活動調査が、基礎というか基盤になっていて、そこに行政記録情報、さらに経済センサスを除くほかの統計調査の結果が追加させることになっていますが、現時点でそれらがどの程度データベースに格納されているのか、その点を補足説明いただければと思います。それから、平成25年9月1日に企業構造の事前把握という項目があります。その意味で、母集団整備をするために様々な情報を使って整備が行われているわけですが、それらの整理について、もう一度、説明をお願いします。また、先ほど現在利用可能な行政記録情報だけでは必ずしも取れない情報があると説明がありましたが、それは理解いたしました。その上で、経済センサスを除く統計調査の情報がどの程度利用できるのか、それから、企業構造の事前把握というものと、平成26年基礎調査の中に総売上高を入れるということの関係について、再度、補足の説明を頂ければと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今、廣松部会長から、私の理解だと3点御質問があったのかと思います。

まず、経済センサスを除く19の統計調査についての登録の状況というお話プラス、それがどのくらい母集団の中で役割を果たすのかというお話があったかと思います。

まず、今日のお手元の資料2の4ページ目でございます。4ページ目に①のdと書いてあります資料でございます。これは前回違う論点で説明させていただきました資料でございます。これは、19の統計調査を母集団に登録していくわけでございますが、その中で、統計数値を母集団の情報の中に登録していく、従業者とか規模情報などいろいろな基礎的な情報を登録していくわけでございますが、そのうち、ここには19のうち総売上高が入っているものについて、15の統計調査を掲げさせていただきました。ここにはないのはあと何があるかという、漁業センサスと医療施設調査、賃金構造基本調査、それから毎月勤労統計調査という4つの調査は総売上高がないということでここには掲げてございませんが、全部で19の統計調査を登録するというところでございます。

この表にデータベースに登録する客体数というものがございまして、これは既存の統計法令に基づくホームページに載っている資料から私どもが編集させていただいていますので、その登録されている当時の客体数ということで御理解いただきたいと思います。商業については、今回、諮問資料と同じ172万件ということになっていますが、商業と工業を除くと、事業所系の調査について、全体で合計すると、商業と工業を除くと、数十万単位ということでデータベースに登録される。全体でデータベースに事業所数が、基礎調査ベースで言うと、これは地方公共団体、国などの事業者も合わせて630万件程度あるということでございますけれども、そのうちの、今回、一体的実施をする商業、それから、重複

感をなくすためにデータの移送をする工業と、あと特定サービス産業を除きますと、今すぐ数字が足せないのですけれども、数十万件程度のデータが更に追加で統計データと含めて登録されるというのが現状でございます。

これがデータを登録する現状でございます。あと、調査結果につきましては、現在、データベースの基盤情報となる活動調査が、600万件余のデータがあり、チェックもせずにそのまま使うというわけにもいきませんので、きちんと登録できているとか今チェック中でございますが、それを踏まえて、第1・四半期中にできるだけ早く登録を、平成23年に調査を行った部分の結果について、平成25年の第1・四半期中に登録を完了したいと考えているところでございます。

それから、平成24年に調査した部分につきましては、大体各省から第2・四半期以降にデータを頂けるような資料もなく口頭で恐縮でございますけれども、そのように各省から回答を頂いていますので、昨年調査した結果が出次第いただきまして、順次データを登録するという、作業スケジュールで進めているところでございます。

その後は、調査の周期にもよりますけれども、大体同じような周期で、平成26年の結果が出次第、データを頂いた上で各調査を登録していくというような形に考えております。

私からの概要の説明は以上になります。

○廣松部会長 もう一つ、平成25年9月に予定されている企業構造の事前把握との関係に関してはいかがでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 先ほど資料3で説明した中に企業構造の事前把握という説明が全くございませんでした。今日の資料1と2にも全くないのでございますが、企業構造の事前把握というものを改めまして、前回いらっしゃらなかった先生もいらっしゃいますので、口頭で述べさせていただくのは恐縮なのですが、もしお手持ちの資料に前回お配りした資料があればでございますが、前回の資料の資料1-4をお手元に御用意いただけますでしょうか。

ないようでしたら口頭で説明させていただきますけれども、前回の資料の資料1-4のところに「経済センサス基礎調査の概要」というものがございまして、全体の調査の流れを簡単に説明したペーパーがございました。これにつきましては、調査の概要と調査の目的の間に確度の高い調査区内事業所名簿の作成というようなことがあります。これを私どもが企業構造の事前把握を実施することによって名簿を作ろうと考えているところでございますが、これはなぜかと申しますと、下の方に、調査系統のところ、甲調査（民営事業所対象）、①本社一括調査、②調査員調査とございます。私どもの調査の考え方としまして、複数の事業所から成る会社、法人等につきましては、その中心、ヘッドクォーターと言いましょか、本社から情報を全て一元的に書いていただいて集める。それから、それ以外のところの単独事業所とか、新しくできた事業所、廃業についてもこの調査員調査の中で確認作業を行っておりますけれども、そういうものについては、調査員調査という形でやっております。

系統が2つあるものですから、事前に名簿をきちんと確定させまして、調査員には名簿上の既存の事業所プラス新設の調査、廃業の確認等を行うというような形でやっておりますが、本社一括調査は、民間事業者等への委託等も通じまして、本社に一括して調査票を送るような形でやっております。よって、事前に名簿の切り分けが必要になるのでございます。

先ほど申し上げましたとおり、次回、企業構造の事前把握の議論もあるということでしたので、今日は、詳細な資料をお手元に用意しておりませんが、例えば先ほど申し上げました大きな企業につきましては、支社等の改廃の把握が非常に漏れているのではないかとということがあって、実態として試験調査等でも、やはり活動調査の基になった名簿からかなり変更になっているという結果も出ております。そういう形で、前年に本社一括調査の対象となるところに対して、支社等の情報を事前に確認作業をお願いするということをしております。それが企業構造の事前把握ということでございます。これによりまして、2つの調査系統の切り分けを適切に行うということ、それから、記入者である法人の方々にとっても、そこで確認作業をしていただければ、私どもとしましてもプレプリント等が可能になりますので負担も軽減できるのではないかと考えておりますので、そういう形で確認作業を前年に企業構造事前把握として行っているということでございます。これにつきましては、先ほどのいろいろな、レジスターにデータのソースとなる、情報源となるものとは一つ役割が違いますけれども、企業構造の事前把握というものを前年に行うとか、流れはそういう形を考えているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の説明等に関しまして何か御質問、御意見がございますか。

どうぞ。

○菅専門委員 このように様々な統計調査の情報をフィードバックさせるような仕組みになっています。これはどういうことを意味しているかということ、種々雑多な情報が実はビジネスレジスターには格納されている。記録時点も異なるし、定義、概念も異なる情報が集まってまいります。当然そういう情報ですから、そのままでは正確なことは分からない。やはり調査をしないと正確なことは分からないわけです。したがって、レジスターにある情報をもって調査結果と代用できるかということ、そんなことはないのです。ただし、調査をするときの事前に大体のイメージがつかめると。売上高は大体これくらいにトータルなるはずだとか、この事業者は異常値になりそうだとか、こういう形でフィードバックされることによって、そういう事前の情報を調査側は知ることができる。したがって、工夫の余地は間違いなく広がる。

ただ、ここで誤解がされるとすると、この情報をもって調査結果に代用できるかということ、それは基本的には難しい。もちろん何らかの事情があって欠損が起きたものに関して、レジスターにある情報で補うことは考えられます。また、小規模な事業所に関しては、余

り詳しいことが書けないこともよくありまして、そういう場合ですと、行政記録以上の情報を持っていないような書けないこともあるので、それは代用すると。したがって、ここでの、なぜこういう複雑な、複雑というかいろいろな情報を集めるのかというのと、それでも、それをもって調査結果に置きかえることはできないのだけれども、それによって調査側に工夫ができて、結果として報告者負担をトータルで減らすことができるのではないかというのが大きいわけです。

実際、今、欧米諸国でやっているのはそういう形でやっているわけですし、これは、結果的に全体的な報告者の負担を減らすというのが根本的な目的であると。先ほど行政記録だけでは把握できない部分があるとありましたが、これは当然のこととして、行政記録は統計調査のためではないので、ある特定の集団しか把握しておりません。これは諸外国でもそうして、例えば行政記録の対象外のものはどうしているのですかと聞くと、それは基本的に把握しておりませんということですので、逆に言うと、日本のように、これまで事業所・企業統計調査のように目視で探していたものが、逆にカバー率が実際は高かったという見方もあると思います。

以上、追加的に説明を致しました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、調査実施者の説明及び菅専門委員からの補足説明を含めまして、何かほかに御意見はございませんでしょうか。

○川原井総務省政策統括官付統計利用専門官 事務局からよろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 ビジネスレジスターは、今の菅専門委員のお話だと、雑多な情報が非常に多く入っているとのこと。雑多な情報があつて、統計調査をある程度のタイミングでやらなければいけないというのは、何となくイメージが湧くのですけれども、諸外国でそういった統計調査でデータベースのメンテナンスをするというのは、大体どれぐらいの周期で行われているのでしょうか。

○菅専門委員 基本的には毎年です。アメリカの場合、企業組織調査というものをやっています、これは行政記録と統計単位をつなぐための、企業あるいは事業所というものをつなぐための調査ですが、これは毎年やっております。対象となるのは、複数事業所・企業及び企業構造の変更があると思われる企業を対象にやっております。イギリスでは、ビジネスレジスター雇用調査というものをやっています、これも毎年やっております。同じように、様々な行政記録の番号等を全部つないでいくための調査として、元々雇用を調べるという性格もあったものですから雇用調査と兼ねているのですけれども、ビジネスレジスター雇用調査というものをやっております。そういう形で、メンテナンスにかなり、毎年という形でやっております。

したがって、ここで言う基礎調査、企業構造の把握に当たるようなものを何らかの形で毎年やるのがメンテナンスというものだというのが、国際的な理解だと思います。

○北村委員 追加でお伺いしたいのですけれども、大体ほとんどの状況が変わらない会社で、変更があるところは何%かというのがあると思うのですけれども、そのコストを削減するのがこういうデータベースをメンテナンスする意味だということだと思えるのですけれども、そうすると大半の企業は、オンラインか何かで情報を見て、何も変更はありませんというような答えをするということなのですか。

○菅専門委員 これは大変、やはりコストの問題がありまして、プロフィールとって、こういう何か企業構造に変更があったというのを調査する、電話で調べたりいろいろな方法があるのですけれども、当然コストの限界があります。したがって、どういう形をしているかという、各国の統計局は、まず、これはどうも変更がありそうだというものをプライオリティーの高いものから順番に調べていくというやり方をします。例えば、新聞情報で企業合併があったとか、あるいは廃業したとか、トリガーと言うのですけれども、あるいは行政記録等から何か売上げが極端に減ったとか、そういう情報をまず事前に集めるわけですね。その次に、優先順位を付けます。それを複雑な企業と言ったりするのですけれども、まず優先順位をつけて予算の範囲内で調べるというやり方をします。そのときに大体2とおりに分けまして、この集団はもう常時確認しなければいけないという集団と、この集団は恐らく3年に1回でいいであろうとか、そういうような順位付けをします。ただ、アメリカに関しては企業組織調査でも、とりあえずもう複数のものは全部調べてしまうというやり方、欧米諸国では、そういうふうに優先順位を付けて調べるというやり方。それは、予算に応じてできる限り、それで、特に複雑と言っているのは、企業構造が複雑なものに関しては、訪問して、毎年のように状況をインタビューするというやり方だと聞いております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○北村委員 日本でもそのようなプロフィールみたいなものが考えられたりするのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 実は、前年のワーキンググループというか基本計画の施行状況報告でも、精度向上については今後も図っていかねばいけないということで、御議論のまとめの中には言葉があったものですから、具体的なそのアクションの内容については今、いろいろと私どもも勉強しているところでございまして、今、菅専門委員からの御指摘にあった諸外国の専門家によるプロフィール、専門家による企業構造の情報収集ですね、先ほど申し上げましたとおり、企業の支社等につきましては、結局どのくらい分からないかもまだデータベースから検証できていませんけれども、そういうものをやっていかないといけないという問題意識は持っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかに、この論点に関しまして御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、前回の積み残しという宿題でございました「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」及び「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査

を加える理由」についての審議は、ひとまずここまでとさせていただきたいと思います。

ただ、全体の議論の中で関連する形で論点等が出てきました場合には、この後も、この総売上高をとることにに関して御議論をしていただきたいと思います。

これで、一通り前回の宿題に関しましては御議論いただきましたので、次に、経済センサスー基礎調査と商業統計調査の一体的実施についての（１）調査事項の変更、ア、総売上高の把握、これは審査メモの順番で言っているわけですが、「②地方公共団体の負担増への対応」を上げたいと思います。この点も調査の実査にとって大変大きな論点だろうと思いますので、その審議をお願いしたいと思います。

まず、調査実施者の方から、この点に関しての説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 引き続き私から説明させていただきますが、お手元の資料２の８ページ目の②地方公共団体の負担増への対応ということでございますが、その回答内容の、１番はイントロダクションでございますので、２番から説明させていただきます。

まず、売上高を把握することによって、実査を担当する地方公共団体におきましては、説明や照会対応というものが、これまでも当然あったわけでございますけれども、更に項目が追加になれば、質問等を受ける確率も高くなるということでございますので、それらの対応としまして、広報や協力依頼など調査環境の改善の推進を積極的に行っていくと考えているところでございます。

まず、調査対象者への配慮ということで、前回も御紹介させていただきましたが、データベースに登録する売上高を調査する調査等の中から一定の条件の下で該当する工業統計調査、特定サービス産業実態調査につきましては、関係省庁の、具体的には経済産業省の協力により、売上高のデータを、そちらの調査のデータを基礎調査のデータとして移送し、基礎調査側では調査しないということで報告者負担の重複感を軽減するような形をまずとる。

それからまた、今回、全ての事業所がオンライン調査に参加できる初めての試みでございます。その準備に我々も万全を尽くさないといけないと思っておりますけれども、それによりまして、調査客体の利便性、それから情報保護意識への対応ということで対応を図ることによって、実査の現場で負担が増さないようにしていきたい。

それから、この前も御指摘がありましたけれども、なぜかという必要性等をきちんと説明する説明責任を果たすための取組、それから、広報面では、ソーシャルメディア等を活用した双方向の情報発信等も活用して、調査環境についていろいろな負担軽減策を考えているところでございます。

それから、行政内部の都合の話をしていただきますと、例えば、私ども地方公共団体の調査実施に当たっては、いろいろな委託費等も交付させていただいて、それを原資に地方公共団体で実査をやっております。今回、基礎調査と商業統計調査の２つを一体的に実施するというので、それぞれ調査の冠は掲げておりますが、従来ですと、調査

の委託費については、2つの省庁から地方公共団体に交付して、精算等も別々にやっていたということで、事務負担等もかなり大変だったと聞いております。そういうものにつきましても、今回は、一体的に処理できるようにして、実務面の負担軽減も、間接的ではございますけれども軽減していきたい、そういう取組を積極的にやっていきたいと考えております。

それから、3番としまして、当然、調査項目が増えれば審査事務も追加になりますけれども、これにつきましては、調査票データ審査システムというものを地方公共団体へパソコンとともに配備しまして、それを通じて統計センターで入力した後、いろいろな疑義照会等そのシステムを使って行っていただくことになるかと思いますが、その活用による審査内容の効率化、重点化を図って、地方公共団体の受ける負担が増さないように取り組んでいくということを積極的にやっていくことで御理解を頂きたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しまして、委員、専門委員の方から御質問、御意見を頂ければと思いますが、何か御発言はございますか。どうぞ。

○北村委員 地方公共団体の方から想定される負担というのは、何か意見は聞かれたのですか。

○廣松部会長 当然、事前には聞いていると思いますが。本日、地方公共団体の方にも御出席いただいておりますので、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○東京都 恐れ入ります、東京都でございます。

この総売上高を調査項目とすることにつきましては、統計結果としての有用性が非常に高まるということは十分に分かりますが、それに致しましても、やはり事業所の記入への抵抗感はあるのかな、大きいのかなと感じております。また、同時に、平成26年4月には消費税率がアップされるという状況もございます。そう致しますと、来年7月の基礎調査実施のときには、事業者としては、こうした心理的な抵抗や行政への不満というものがかなり大きくなるのかなと感じております。そういたしますと、実際に事業者から調査票を回収に当たる調査員、また督促に当たる自治体は、この総売上高を入れるということについての抵抗感とともに、行政への不満といったものも同時に受け止めざるを得なくなるようになります。前回の活動調査では、ベテランの調査員さんでも、二度とこの活動調査、経済センサスについての調査員はやりたくないよといったような声も聞いたことでございまして、次回の基礎調査、商業統計調査の同時実施に当たっては、そういった調査員さん、また地方の負担ができる限り増加しないような十分な対策、準備をとっていただきたいと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ。

○埼玉県 埼玉県でございます。

地方公共団体の負担の関係ですけれども、負担が増えるかという話になりますと、間違いなく増えるのだろうなどは感じております。と申しますのも、経済センサス活動調査は、埼玉県の場合ですと24万件、これは県と市町村で対応しております。前回の部会の中で試験調査をしたところ、売上高を記入されると大体5%から5.5%ぐらいの間だったと思いますけれども回答率が低くなる、いわゆる答えてくれないというものがございまして、24万件で計算しますと、大体1万2,000とか1万3,000件になります。この件数をいわゆるお願いベースで照会していきますと相当量の負担増になってくると思います。ここのところを制度設計の中でいかに軽減していただけるような方策を考えていただけるかというところが、地方公共団体にとって大変重要な部分になってまいりますので、ぜひともそれをお願いしたいところでございます。

今日いただきました資料の具体的な取組の中に、工業統計調査や特定サービス産業実態調査の総売上高のデータを移送し、報告者負担を軽減するという具体策が書かれているわけですけれども、この辺のところをもう少し詳しく教えていただければと思うところがあります。と申しますのも、データを移送した人は記入をしなくてよいのか、もしくは、照会というかお願いベースの督促をしなくていいとなるのか、その辺のところの仕分けの問題が今度また出てきまして、現場となる地方公共団体では事務が余計煩雑になるおそれがあるのではないかとというのが心配される部分でございまして。

また、3番のところにあります調査票データ審査システムでございまして、オンライン上でシステムの中で審査をしても、最終的には市町村、都道府県が調査客体に確認をしなければいけないということは何ら変わりがないわけでございます。機械に使われるだけになってしまいますので、この辺のところがいかに事務の軽減になるのかというところを更に詰めていただけると、都道府県、地方公共団体としては助かると思います。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、直接御質問がございましたが、データ移送に関してもう少し補足説明、追加説明を頂ければということですが、お願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 データ移送について御説明させていただきます。

今の資料2の10ページ目に関連の審査メモの掲示がございましたので、そこに資料を私どもの理解で用意させていただいたものがありますので、それをもとに説明させていただきたいと思っております。

データ移送につきましては、どういうものを行うかという基準は、前回、4ページ目で回答させていただいておりますので今回は割愛いたしまして、データ移送の手順につきまして説明します。まず、平成25年12月現在で行われる工業統計調査、平成26年に行う特定サービス産業実態調査については、調査対象名簿を事前に、経済センサスの名簿を作る前

に頂くことを考えております。

名簿を頂きまして、その名簿と経済センサスの名簿を、できれば事業所、企業共通コードを基に照会いたしまして、そこでマッチングしたものにつきましては、基礎調査側で調査項目のところに記入しなくていいように、プレプリントでアスタリスク等を付け、併せて記入の仕方等でその意味を解説することにより記入しなくていいようにすることを考えております。ですので、工業統計調査の名簿、特定サービス産業実態調査の名簿を基に事前に仕分けするというような形でございます。

その結果、総売上高は書かなくていいのですが、ほかの調査項目につきましては、当然経済センサスでございますので記入していただく必要がある。その部分については、調査票の記入の状況によりますが、調査票が出てこなければ督促等の事務も理論的には発生するかなという気が致しておりますが、事前に仕分けを行う、そこがポイントでございます。

以上が1つ目の御質問であったかと思えます。

それから、データの審査システムについては、先ほどの東京都、それから埼玉県の御指摘の御趣旨というのは、事務負担ができるだけ軽減というか、負担が増えないようにいろいろな対策をしてほしいというお話の中で、具体的な内容について御質問があったものと理解いたします。データ審査システムにつきましては、私どもとしては、当然最終的には疑義照会等を具体的にやらなければいけない、どのような調査でも同じなのだろうと思えますが、その審査する内容等をできるだけ重点的に行うということを目指しておりますので、そのあたりは、今後とも地方公共団体の方と、今年末にかけていろいろな調査の実務面に関しまして、実務的にいろいろなディスカッションをしようとお願ひしておりますので、その中でまた、具体的なものは負担が増さないように配慮していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 東京都、埼玉県、よろしいでしょうか。本日は、大阪府からも御出席いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大阪府 大阪府でございます。私は4月に異動になりまして、調査担当させていただくのは初めてでございますので、勘違いもあるかもしれませんが、その点は御容赦いただきたいと思います。

母集団データベースの整備をされると、先ほどスケジュール等もお聞きしております。実は私ども平成21年度の経済センサスの基礎調査がございまして、それから24年度、昨年ですけれども活動調査がありました。その事前調査等も踏まえていろいろと備考欄等を事前調査の中で名簿の方に反映させていただきたいということで、本社の報告でありますとかそういうものを入れたのですけれども、若干反映されていなくて、昨年の調査のときには名簿がかなり変わっておって、既に事前調査の中では、もう廃業であるとか、支所がなくなった、事業所がなくなったというようなことも反映させておったのですけれども、名簿の整理ができていなかったという実態がございました。

先ほど御説明がありましたように、調査に当たりましては名簿に基づいて調査区とかいろいろ企業を回る実査の調査員がそこを基にしておりますので、名簿整理については、過去の名簿も十分整合していただいて、整理をしていただきたいという希望がございます。

それと、本社一括調査をいろいろと充実させていただくということで、これは実査する地方公共団体にとりましては非常に有り難いことなのですけれども、平成24年度のときには、督促等につきましては、また地方公共団体の方に戻ってきているということもございまして、15日の前回の31回の説明会のときに、本社一括調査については、一定、受託会社ともいろいろと調整されて平成24年度とは違うような方向で充実させていただくということも聞いておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、私どもの方でございましてけれども、東京都、埼玉県がおっしゃったように、調査員の方々の確保をしながら実際やっただく、かなりの数を回るのですけれども、その中で、やはり記入のことにつきましてはいろいろ抵抗がございます。特に、小さい会社を回りますと、経理項目のことがかなり増えてまいりますと、勘弁してほしいというようなことがあります。調査項目につきましても、総売上高というものがメインになってくるかと思うのですけれども、それ以外の部分は、できる限り項目も一定整理していただいて、それと、先ほどパンフレット等も充実すると、必要性については書いていただくのですけれども、記入者負担が減るような方向で今後の議論の中で詰めていただきたいという思いをしております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは調査実施者の方から再度御説明いただいた方がいいかもしれませんが、平成26年の調査では本社一括調査の部分のうち、前回は調査員調査になっていたものを、全部直轄調査として行うということになってはいますが。先ほど大阪府の方から御質問として、直轄調査にした場合に、督促等に関してそれを全部民間の事業者等がやるのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 何点か私から説明させていただきたいと思ひます。

お手元に、もし前回の資料があれば、資料1-5というものを見ていただくのが、今の議論に関してコメントする上で有用な情報が載っているのかなという気がしております。

まず、資料1-5、皆さんありますでしょうか。資料1-5で、前回の調査実施方法の「調査方法の変更（甲調査（民営事業所対象）」という資料がございます。これは前回説明させていただきまして、前回も本社一括調査というものは行いましたが、それぞれの法人というか、企業以外の法人も当然本社等一括調査と称しているものもございましてけれども、前回、事業範囲や規模に応じて、本社一括調査というのは、総務省、都道府県、市町村、それから調査員がそれぞれの役割分担に応じて本社にコンタクトしていたということでございます。それを今回は、役割分担としては変わらないのですが、一義的には民間

事業者が一括で束ねて、そこから本社にコンタクトを取るといような形をとっております。それから、調査票の回収についても、委託先が回収して、最終的な督促を含む回収については、それぞれの役割分担に応じて責任を持つといような考え方になっているところでございます。

これにつきまして、多分、大阪府が、前回から変わっているとおっしゃったのは、今、私が説明したような変更点であろうかと思えます。

本社一括調査につきまして、これは契約行為でございますので、契約の中で何%以上の回収率を目指してほしいとお願いはするところでございます。当然、仕様書の中でも、全部できるように頑張ってくださいといような形にするわけですが、実態はそうもいかないところがありますので、最終的にはそれぞれの役割分担に応じて督促するといことでございます。

私どもが事前に伺っている話では、民間の委託先から役割分担に応じて、それぞれ国とか地方公共団体が最終的な督促をやる時の引き継ぎ、そこが非常に大事だとい話でございまして、そこがなかなかうまくいっていないとコンタクト先が不審に感じしまう。そういうものもあって、最後まで責任を持つといような御趣旨の御指摘があったのだらうと思えます。細かいことですが、そういう実務面の非常に大事なことにつきまして、当然私どもも意見として承知しておりますので、考え方は変わらないにしても、では実務面でどれだけスムーズにできるのかとい話は、地方公共団体の方と、この諮問答申が終わった後、実務面でも当然話し合うといかディスカッションを行う機会も設ける予定でございまして、その中で適切に対応していきたいと考えているところでございます。

それからもう一つ、御指摘の点で、名簿の整理について、正しく名簿がきちんと整備されていなかったのではないかといような御指摘が、多分一番最初にあったのだらうと思えます。それについては、まさしく前年の企業構造の把握の名簿整備がどれだけ大事かといものの裏返しでもあらうと思えます。そういう点からも含めて、また、私どももいろいろ前回の反省等もございまして、実務面を考えまして、地方公共団体の方にもきちんと改善策等を今後お示ししていきたいと考えているところでございます。

それから、調査員の確保といことで、これは総売上高を把握する、しないとい話以前に、調査員の確保が、特に都市部においては大変であり、それを踏まえてできるだけ調査員の負担が増さないといような御指摘があったのだらうと思えます。それについては、当然でございますので、先ほど申し上げたいろいろな取組を通じて、ほかにもアイデアがあれば、更なる取組をディスカッションしながら実務面は考えていきたいと考えております。

長くなりましたが、私からのコメントは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点は、正に調査の精度に直結する問題でもあり、大変重要な論点だと思いますが、ほかに御質問、御意見はございますか。

前回の経験として伺った限り、特に大企業などだと、調査員の方が行っても、そもそも中に入れないとか、企業の担当者のところまでたどり着けないというような事態も結構あったということです。特にそういう企業を対象とした場合の実査に関しては、委託を受けた民間の事業者等ともよく詰めていただいて、前回よりは改善されるような形の御努力を頂ければと思います。

この点に関しまして、ほかによろしいでしょうか。今、東京都、埼玉県、大阪府から具体的な要望も含めていろいろ御意見を頂きました。調査実施者からも説明がありましたが、当然のことながら、実査に向けてこれからもっと具体的な点に関しては、双方でぜひ詰めていただければと思います。

この論点②の地方公共団体の負担増への対応に関しまして、よろしいでしょうか。
どうぞ。

○東京都 恐れ入ります、東京都でございます。

今までのお話を踏まえまして、追加でお願いしたいのですけれども、やはり名簿整備という点でございますが、実際に行って、うちは本社の方で書くから出さないよと。ところが、本社の方ではそちらを把握していないというような、結構そういった紛れというかがございました。やはり企業構造の把握という点が非常に大事かと思えます。これにつきましては十分にやっていただきまして、名簿情報をしっかりと整備していただきたいというところが、これは現場の方では非常に重要なところになってまいります。

また、名簿整備という点で、できましたらば、今後、行政情報をより一層活用していただきまして、中でも税務情報を活用できれば、売上高を調べる必要がないのではないかと。先ほど菅先生からお話もございましたが、現場としては非常にそうやってほしいなというところがございます。税務情報が活用できれば総売上高を調べなくてもよいような状況になるのではないかと。そのところにつきましては、できるだけ早い時期に導入することをお願いしたいと考えております。

また、廣松先生から今お話がございましたように、現場に行っていて中に入れないような、オートロックマンションが非常に増えているという状況がございまして、こういったところは、やはり経済センサスというものの知名度がまだまだ十分高まっていないのではないかと。国勢調査と言えば皆さん御存じあるけれども、経済センサスと言うと、何ですかと。始めてまだ2回目でございますので十分名前が売れていないとか周知がされていないというところがございます。直前の新聞広告なども非常に有り難いのですけれども、予算がなかなか難しいということでございますので、掛からなくてもできる、長い期間できる広報を行うという面で、双方向の情報発信ができるソーシャルメディアをこれから活用していきたいといったことも御提案いただいておりますので、その点については非常に有り難いなと思えます。

ただ、例えば、統計は非常に国民生活にとって重要なものになっておりますので、そういったところをもっともっと出していただく。今回の活動調査の結果を次回の基礎調査の

広報に役立てていただくといったようなことをしていただく。そのほかにも、統計は国民の第4の義務であるとか、例えばですけれども、そういうふうに位置付けて、内容についても事業者の皆さんの意識啓発を図るような、そして、「経済センサスって何だろう」というような興味を持っていただくような効果的な広報を実施していただきたいと考えております。

また、先ほどオートロックマンションの事業所の件でございましたが、東京都や区市町村も行っておりますが、業界団体に対して、この経済センサスを行うときには、十分に御趣旨を理解いただいて、これは継続しなければいけないのだなということを分かっていたるように、不動産業者の団体を初め、様々な業界団体に協力依頼を強く行っていただきたいと思っています。それはオートロックマンションだけではなくて、様々な業界団体があると思いますので、そういったところは会員事業所向けの広報紙などを持っていらっしゃいますので、そういった広報紙に経済センサスを平成26年7月1日から実施いたしますといったような周知記事を乗せていただくといったようなことを、末端に行くようにぜひお願いしたいと考えております。

また、最後でございますが、調査票の提出拒否を継続して行うような悪質な企業などもございます。そういったところには、統計法の罰則の適用又は企業名の公表などについても、特に悪質なところで結構でございますので実施していただきたいと。これまで抜いたことのない伝家の宝刀でございますが、ぜひその伝家の宝刀を抜いていただければ、企業に対しては一罰百戒の効果があるのと同時に、現場で大変苦勞している調査員さんたちの後押し、自分たちの後ろにはたくさんのそういった人たちがついていっているのだ、バックアップしてくれているのだという精神的な後押しにもなりますので、ぜひそのところも併せてお願いできればと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長　ありがとうございます。大変大きな問題も含めて御要望というか御指摘をいただきました。

調査実施者として、特に今、追加としていただいた御意見に関しまして、何かコメントはございますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長　今、東京都から頂いたお話というのは、調査項目に関わるということよりも、調査の実施体制全体の項目に関わる必ずやらなければいけないというような内容で御指摘いただいたかと思います。かいつまんでコメントさせていただきますが、名簿については、事前の名簿の整備が重要だということがございますので、今回、いろいろな要望を具体的に伺っておりますので、それに適切に対応していきたいと思っておりますのでございます。

それから、オートロックマンションも含めて、関連する業界団体のところへの広報依頼ということでございます。特に中央の団体だけに依頼しては、末端には届いていないこともあるというような御趣旨も踏まえた御指摘だったと思いますので、その点も私ども十分

理解して、今後の広報依頼計画を作った上で、地方公共団体の方にもお示しして、不足があれば更に追加していくというような形をとっていきたいと思います。広報の手段についても同様でございます。

それから、広報の内容についても、いろいろな過去データの活用事例等を踏まえて、もう少し具体的にというような御指摘だったと思いますので、その点も適切に対応していきたいと思っていますところでございます。

さらに、調査環境の観点でいろいろな統計法に関連した御指摘がありましたけれども、これについては、法令の所管部署とも相談しながら、御相談していきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○埼玉県 埼玉県でございます。

事務負担の軽減について1点、お願いさせていただければと思います。先ほど大阪府からもお話がありましたけれども、本社一括調査の督促の関係でございます。

本社一括調査を行う企業、いわゆる複数事業所を持っているような企業でございますけれども、比較的大企業、比較的コンプライアンスを厳守するような企業だと考えております。そういう企業が回答してこないものを都道府県、市町村に回されても、結果的にはどれほどの回収率ができるのかなと考えているところがございます。

実際、平成24年度に行われました経済センサスー活動調査で埼玉県に回ってきた件数は私どもが把握しておりますし、そのうち何件、県が督促をして回収ができたかというのを把握しておりますけれども、とてもここで話しできるような数字が確保できておりません。都道府県、市町村に督促をしていただくということは、名目上よく分かるのですけれども、その効果としてどれだけの件数が回収できているのか、また、その辺の数字を合わせて効果と労力のバランスをぜひ考えていただいて、先ほど申し上げましたとおり、売上高を入れることによりまして、中小の個人の事業所等につきましては、これは市町村、都道府県で行う部分でございますけれども、ここの督促する件数が相当数増えると予測されますので、ぜひとも本社一括調査をした督促につきましては、委託業者の中で完結するような方策を考えていただく方がいいのではないかと思います。効果と労力の観点からもう一度御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の点に関して、先ほど調査実施者からはある程度回答があったように思いますが、再度地方公共団体の方から大変強い要望が出されましたので、その点に関して、調査実施者としても今後十分、民間事業者への委託の形態等も含めて御検討いただければと思います。

今の時点で何かコメントはございますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 本社一括調査について、前回24年

活動調査での経験を踏まえて皆さんから御要望があったと理解しております。

それにつきましては、前回、本社等一括調査につきまして、その効果と労力のバランスについていろいろ御苦勞があったという御指摘でございますけれども、私どもも初めてであったということも前回ございます。民間へ委託して、それを都道府県が引き継ぐというようなノウハウについても、初めてであって、そこがなかなかスムーズでなかったという御指摘は十分私どもも理解しておりますし、加えて、調査票の複雑度、前回の本社等一括調査では、産業ごとに調査票が違う、それから、経理項目についても、総売上高ではなくて、いろいろな費用項目も含めて非常に複雑な内容であったと承知しておりますので、そういう状況からしても督促については非常に御苦勞いただいたのだらうと思います。それについては感謝申し上げる次第でございます。

今回、本社等一括調査も含めまして、調査票の内容としましては、経理項目、総売上高は入りますが、調査票の記入の範囲としましては相当縮小しているということもございますので、基本的な役割分担はここで変更どうこうというのは申し上げる状況にございませんけれども、ただ、効果と労力のバランスについては、きちんと都道府県と議論して、皆さんの実務がスムーズに進むように考えたいと思います。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

この点は、繰り返しですが、調査の最終的な精度に大変大きな影響を及ぼす論点でございますし、同時に、平成26年の基礎調査の大枠が決まってからも、その細部は、調査実施者、地方公共団体、それから特に本社一括の場合には民間の事業者への委託の形態等に密接に絡むことでございますので、今後、十分、調査実施者の方でお考えいただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この論点②に関しまして、地方公共団体の負担増への対応に関しましては、以上にさせていただき、お認めいただいたとさせていただきます。

続きまして、論点メモでいきますと「③他の基幹統計調査等との重複調整への対応」ということですが、論点がa及びbに分かれております。aとして、基礎調査で総売上高を把握することにより、同様に総売上高を把握し、かつ、同期に実施される他の基幹調査との重複調整についての考え方はどのようになっているのか。また、他府省との調整結果はどうなっているのかという論点でございます。これに関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今、御指示のありましたところは、資料2の9ページ、10ページでございます。9ページの方の総売上高について、記入の重複感についての対応ということで、具体的にどのようなものかということでございますが、これにつきましては、前回、4ページ目で御説明したものと重複するような内容になって

いるのはお許しいただきたいのですが、再度御説明させていただきますと、まず、その1番イントロダクションとしまして、売上高について、他の調査からデータが移送できるものについては、基礎調査側では、調査事項としては直接は把握しないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

2番目として、具体的な考え方でございますが、まず、基礎調査では名簿を事前に作ることが非常に重要なことでございますので、先ほどから御指摘を何回か受けておりますけれども、名簿作成時点までに、ほかの調査の調査対象の名簿が入手可能であること、それから、データ移送することを前提に、私どもの方では記入しなくていいというような指示を調査票に書きますので、基本的に報告義務のある基幹統計調査というものでないと、移送することを前提に調査しなかったところのデータが全て抜けてしまうというようなことになりますので、それらが2番目の条件。それから、基礎調査については事業所を網羅的に把握するというところでございますので、事業所を対象としている統計調査である。それから、売上高を把握する期間の整合性、この4つの条件全部に当てはまるもの考えたということでございます。

それにつきまして、どの範囲で見るかということでございますけれども、先ほど4ページ目にあった、データベースに登録している統計調査等の中から考えますと、工業統計調査と特定サービス産業実態調査というものが該当するというところでございます。これらの考え方につきましては、ほかの省庁にも情報共有を図った上で、私どもの方針として考えたということでございます。

それから、10ページ目につきましては先ほど御説明しましたので、もし御指示があればまた説明しますけれども、10ページ目の具体的な移送の方法については、先ほど説明したとおりでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 この点に関しましていかがでしょうか。どうぞ。

○菅専門委員 諸外国の例を考えますと、基本的には総売上高及び従業者数のトータルぐらいはフェース項目という取り扱いをして、むしろ結果の確認に有効に活用すべきではないかと思われま。ただ、今回に関しましては、やはり直前に工業統計調査で報告してまたとか、特定サービス産業実態調査で報告しながらまたというのは、心証を害するでしょうから、これはやはりデータ移送をやるべきではないかと思われま。ただ、やはり本質的には、総売上高を今後は統計がうまくいったかどうかを確認するための基礎的な情報として集めるべきだとは思われま。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○北村委員 今の菅さんのお話と関連して思うのですけれども、もし、確認として総売上高とか従業員数を見るというのに意味があるのであれば、あるいは直前に答えたものと判断が違うとか、そういうことというのはあり得るから、ブランクにしておいて入れてもら

った方がいいということですか。

○菅専門委員 今回に関しては、直前に工業統計でやって、また答えるのかという不満は当然あり得ますから、これはやはり控えるべきだと思います。特定サービス産業実態調査に関しても同様だと思います。ただ、基本的に、今後行われる調査の中で、できるだけ総売上高、従業者はとって、それと母集団との数字を確認して、うまくいったかどうかをよく確認するというのが、やはり今後必要ではないかとは思われます。

○廣松部会長 私自身も、例えば資料2の4ページ、これは①のdのところでの回答にありました15の統計調査の表でございますが、この表に調査年月を入れていただいた方が、重複に関してもう少しよくわかるように思います。とりあえず今、工業統計と、それから特定サービス産業実態調査のことが議論になっています。それは、当然、この2つの統計調査との重複が一番重要な点だからだろうと思いますが、15の統計調査の調査周期というか直近の調査年月を情報としていただければと思います。今すぐでなくても、次回にでも情報を頂けますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 次回、御指示があったということで提供はしたいと思いますが、口頭で端的にコメントさせていただきますと、サービス産業動向調査につきましては、年次分の調査を月次及び年次を行っている一般統計調査であるということで、これは申告義務はないということでございます。それから、個人企業につきましては四半期ごと、それから、経理項目等の詳細については年次で毎年やっているということでございますが、ここについては、名簿が事後的にしか分からないというような状況でございます。それから、学校基本調査については、これは毎年5月にやっているということでございますが、年度単位で調査しておりまして、しかも学校については、当然公立が多いので、その収入額を調べるものはほとんどない。それから、農林業センサスは5年に1回、エネルギー消費は、一般統計調査として、年度で毎年行っているということでございます。

今ざっと言いましたけれども、ほかにも読み上げると長くなりますので、もし御指示があればそれについてコメントしますが、次回、資料をまとめて提出したいと思います。

○北村委員 イメージとして、調査の重複を避けるということであれば、調査票にかなり情報をプレプリントするということなのかなと思うのですが、総売上高以外に把握している情報であれば、それも記入しておくことは可能なのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今まで全然御質問がなかったので説明を省略しておりましたけれども、それでは、調査票の説明を若干させていただいてよろしいでしょうか。

私どもの調査票の資料につきましては、前回の資料2-4というところ以降、調査票がA、B及びCということで入っているところでございます。カラー版で、例えば資料2-4ですと、全体に青い系統のA4の表裏の調査票がでございます。これをもとに簡単に説明させていただきます。

そこに、例えば事業所の名称及び電話番号のところに赤い枠で囲んで書いてあるところがございますが、基本的にはこういう赤い枠でチェックをすればいいようなところの印が付いているところは、事前に私どものデータベースからデータをここに記入するというような形式をとっております。名称、所在地、1番と2番については全部、同じであればチェックをすればいいと。従業者数等については変動がございますので、これは記入していただく。それから、事業の種類につきましても、主産業については、変更がなければ、プレプリントした上で記入していただく必要はないのですが、内訳については変動が多いと思われるので、ここは記入していただくような形にしております。

それから、次のページ、裏をめくっていただきまして、例えば開設時期や経営組織、単独事業所なのかどうかというような情報、それから、このAの調査票というのは、基本的には単独の事業所が多いのでございますけれども、例えば新設で支所に当たった等の場合は、本社等の住所等についても記入していただく。こちらについては記入していただきますが、上に書いた5、6、7のところについては、基本的にはプレプリントをしているところでございます。

ざっくりとした説明でございますけれども、このような形で、事前にデータベースから分かる部分については、私どもプレプリントと称しておりますけれども、事前に書いて、チェックしていただければいいような形にして、一から書く必要はないということでございます。

以上でございます。

○北村委員 いいですか。8番のところの総売上げのところも、では、プレプリントする企業については、こういうピンクのというか赤い括弧が入るということですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 ここについては今のところプレプリントは考えておりませんが、総売上高を把握しない工業統計や特定サービス産業実態調査の対象事業所については、ここについては書かなくていいですよという印を付けるというような印を付けるということです。

○北村委員 そういう企業については、数字が入って記入されているということはない訳ですか。その項目自体がないということですか、それとも、売上高は記入しなくていいというものが入っていると。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そうですね、数字そのものを入れるという訳ではなくて、記入しなくていいというマークを入れるということです。

○北村委員 数字が事前に記入されている訳ではないと。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 はい。それについては、結果データについては調査の後に頂くことになっていきます。名簿は事前に頂きますが、データについては事後に頂くということを考えております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

他の基幹統計調査等との重複調整への対応に関して、プレプリントも含めて御説明いた

できました。

それでは、先ほどお願いいたしました、念のために、この資料2の4ページのところの表15の統計調査の実施年月を入れた情報を次回、出していただいて、再度確認ということにしたいと思います。

この点に関しまして何かほかに御意見がございますか。よろしいでしょうか。どうぞ。
○竹原委員 データ移送の関係ですが、対象企業のうち、25万足す5万件ですね、データが移送されるというのは。あと、大宗の企業については、もちろん移送はされない。しかも、移送されない企業でも、ここの15の調査に過年度で協力した企業というのは恐らく随分存在するわけですね。ということは、企業によっては、私の会社はデータ移送がある、そういう言葉は使わないでしょうけれども、売上高は書かなくていい、そういう調査票が来た。だけれども、別の会社は、別な調査に協力して総売上高を報告したにも関わらず、やはりもう一回記入してくださいというふうに来る、そういうことですね。言っている意味は御理解いただけましたか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 御指摘の内容はそのとおりだと思います。結果としてですね。

○竹原委員 ということは、調査に、先ほど、大企業は基本的に民間事業者がやるのでしようけれども、事業者に、回答に際して、我々は何ゆえに総売上高を記入しないといけないうのかという質問が結構来る可能性がありますから、そのときに、先ほどの基準で、いや、2つの統計しか移送はできないのですということをお答えされるのでしようけれども、そのお答えを納得的な形でお答えできるように、コールセンターなり民間事業者なりの徹底、あるいは、ひょっとしたら自治体の方に御質問が行くかも分かりませんから、そのことの理由付けをよほどきっちりしておいていただかないと、元々が何度も何度も総売上高を取られるということに対して、企業の危機感というのは非常に強い訳ですから、ある特定の調査だけは使ってもらえたけれども、その他の調査は使ってもらえないということになると、そのことをめぐって何とかしてということになる可能性がありますから、よほどそここのところの徹底をきちんとぜひやっておいていただくようお願いしたいと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 竹原委員から、前回は総売上高の記入についてなぜかという説明責任をきちんと果たすようにというお話がありましたので、その点に係る内容については、今後考えていきたいと思っておりますし、いろいろな業界団体の依頼の中でもまた、必要があれば説明していきたいと思っております。

○廣松部会長 今の点は調査対象者もそうですし、それから、先ほど地方公共団体からも御指摘がございましたので、今後十分その点を詰めていただければと思います。よろしくお願ひします。

とりあえず論点の③及び④に関しても、本日、審議を終えたいと思っております。論点③のうちのb、今回は工業統計調査と特定サービス産業実態調査のデータ移送を予定しているが、

その具体的な方法はどのようなものか。また、他の統計調査と調整を図る予定はあるかということですが、これに関しては、先ほどもう既に触れられた点でございますが、念のため、もう一度、資料に基づいて回答をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 10ページの方ですが、先ほどの資料2の調査票を見ながら御説明した方がよろしいかと思いますが、データ移送につきましては、最初に名簿の提供を受けるということで、センサスの基礎調査を行う前に各調査から名簿の提供を受けた上で、事前にデータの移送の対象となる事業所を特定するという点でございます。それを受けまして、ここに書いてございませぬけれども、調査票の方に、先ほどの記入しなくていいという印を調査票の方に書く。記入の仕方等でも、なぜそのようなものがあるのか、そのようになっているのかという説明をするような形にしたいと思いますが、それを受けて、対象の事業所では記入しないような形になるということでございます。

それから、それぞれの移送元の調査結果データの方も、データが最終的に確定するまでにそれなりに時間がございまして、事後的にデータの移送を受けるということでございます。

先ほど申し上げたとおり、それが手順でございまして、考え方としましては、先ほど申し上げたとおり、4ページ目の2番にあるとおり、4つの条件に当てはまるものについて移送するという点で考えた結果、工業統計調査と特定サービス産業実態調査に現在のところなっているということでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 この点に関して、経済産業省は、移送元に当たるわけですが、何かコメントはございますか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 私どもとしても、調査客体の負担の軽減という観点がございますので、スケジュールにつきましてはまた、十分に相談しながら、工業統計調査と特定サービス産業実態調査のデータの移送について進めていきたいと思っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

このデータ移送に関しては、移送元と移送先、その両者の緊密な協力関係が絶対的な不可欠な条件だろうと思っておりますので、両省で十分調整していただいて、遺漏がないようお願いしたいと思います。

この点に関してほかに、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、調査事項の変更、ア、総売上高の把握の論点④、総売上高を把握することによる「回収率、捕捉率に関する懸念への対応」ということでございます。これに関しまして資料2の方に回答を頂いておりますので、その説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 それでは、私から引き続き、11ページの④のa、これについて説明させていただきたいと思っております。

総売上高を把握することによって、調査の実施の段階でどのようなことが起きるかというのはいろいろな論点があるかと思えます。先ほど御指摘があったかと思えますけれども、下の方の表にありますとおり、経済センサスー基礎調査における売上高あり、なしの調査票の回収率については、売上高があった場合となしの場合では、全体としては売上高があった方が今回は低かったというような結果になっているのは事実でございます。

ただ、詳細を見ますと、そこに書いてありますとおり、市区町村別に見ると、売上高があった方が調査票の回収率が高い地区があったり、それから、前回の御議論のところでも触れさせていただきました資料2の1ページ目が、平成21年の基礎調査においては、売上高がない形で試験調査をやったのでございますけれども、そのときも82%弱だったということで、前回の試験調査に比べると、売上高があっても同程度だという考え方もできるでしょうし、そういう見方もあるわけでございます。いろいろな要因があって回収率には、市区町村別又は調査票によっては、売上高があった方が回収率が高いという事例もございまして、いろいろな論点があるのだらうと思っております。そういうものを総合的に判断する必要があるのだらうと思っておりますので、その上で、いろいろなことを今後考えていけないかと思っております。

ただ、3番に書いてございますとおり、先ほど調査員調査の段階で、本社一括調査以外の部分は調査員調査で、担当地域をくまなく巡回して、新設、存続、廃業も含めて確認するという作業を行いますので、事業所の把握という意味では漏れがないように必ず行うというのは、これは基本的な事項としてあるということでございます。

その中でどれだけ調査票が回収できるのだらうかという観点から考えますと、4番にございますとおり、いろいろな調査環境整備と言いましょるか、実査体制の整備と言いましょるか、そういうものに対し万全を尽くして地道にやっていくことが、我々に求められていることかなと思ひまして、4番に幾つかの取組を書かせていただきました。

まず、地方公共団体でいろいろな試験調査、それから過去の事例も含めていろいろ有効であると認識されているものを地方公共団体全体で情報共有して、調査員もいろいろな調査員がいらっしゃいますので、できるだけいろいろな調査員の段階で適切に調査ができるように、実施体制の整備をきちんとやっていくというのがまず1つ目でございます。

それから、オンラインの調査を今回全ての事業所ができるようにするということでございます。初めての試みというのは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その中で、客体の利便性や情報保護意識への対応というものをオンライン調査によって図ることができると思っております。例えば、試験調査においては、オンライン調査の場合は総売上高の回答率が96.8%でございました。下の方にあるとおり、総売上高全体では88%程度だったのでございますが、総売上高よりも資本金額の方の記入率が若干悪かったことが事実としてございますけれども、その中で90%の後半の記入率というのは非常に高いということで、情報保護意識等への対応にもこれが有効なかなと思っております。

それからあと、広報のための資料、それからメディアの活用等を尽くして、全体的に調

査がきちんとできるように工夫して、万全を尽くすということで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点が恐らく、総売上高を追加することによって一番懸念される大きな論点だろうと思いますが、今、調査実施者の方では、11ページにございますような形での対応を考えていらっしゃるということでございますが、この点に関して御意見をいただければと思います。どうぞ。

○菅専門委員 この基礎調査で売上高が書けなかった事業者が活動調査で記入するかということと考えますと、恐らく基礎調査でさえ書けなかったものが活動調査で書くかというのはかなり疑わしい。やはりこういう書けない、あるいは調査拒否というものに関しては、別の形でいろいろな形で情報を当たっていくというのが、やはり国際的な考え方だと思います。例えば、その中に行政記録情報が入っていることもありますし、民間の情報ソースを使うこともあります。

本質的に、ビジネスレジスターとか、そういうものの考え方というのは、いろいろなソースから情報を集めていって欠けている情報を補っていくと。もちろんその中には古いものもあるし、ずれているかなという情報もあるけれども、補っていかないと、とても大変であるということがあると思います。この件に関して言いますと、活動調査の母集団情報への影響はないかということですが、基礎調査のレベルで書けないものが活動調査で書けるとはやはり思えない。そういう意味では、若干5%ほど下がりますけれども、これらに関しては、この基礎調査で売上高を書いてくれるのは、活動調査で答えてくれるであろうという事業者の一つの候補になり得ると。どうしてもこういうところでとれないものに関しては、別途情報でとにかく補っていくという考え方にしていかないと、逆に売上高を入れないことによって統計調査の結果を確認したりすることができなくなるデメリットもありますので、やはり回収率の問題に関しては総合的に考えていくべきではないかと思われるます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○北村委員 この試験調査の結果についてお伺いしたいのですけれども、これは多分、試験調査と言っているからには、かなりランダムイズして試験をしていると思うのですけれども、どういう分野について条件をそろえて見ていらっしゃるのかということと、この数字の違いというのはどれぐらい有意なものなのかというのを教えてほしいのですけれども。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 試験調査自体は、全体で10市区で行っております。実験計画法みたいにランダムイズしているかという点の実態を御説明させていただきますと、試験調査ということで、東京都、新潟県、兵庫県、広島県、福岡県の5都県で、それぞれ2市区ずつ、選定していただきました。

その中で、1市区ごとに8調査地区、300事業所ということで、その中を、大企業も小企業も全て含めて調査員が回ったというような形をしております。全体で5都県10市区でございますので、全体で3,000事業所というような形で調査を実施いたしました。

そのうち800事業所は、商業のところを事前に名簿で抽出しまして、商業以外のところという意味では2,200あった。2,200についてそれぞれ半分ずつ、調査票AとBという形で総売上高がありかなしかという区分を致しました。その中を調査員調査のみというものと、オンライン等を含めて回答手段を多様化した場合ということで、更に2つに向けたということでございます。複雑になりましたけれども、そういう形で実施いたしました。

○北村委員 ということは、同じ地域で2種類の調査票を配ったということであって、業種とかサイズとか、そういうものについてコントロールしてマッチングさせたというわけではないと。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 商業事業所という意味では別途分けましたが、基本的には調査区単位で、その中を調査手法で分けたということでございます。

○北村委員 その選択は一応ランダムに選んだというか、並べて、偶数はどれ、奇数はどれとか、そういうやり方ですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 詳しく調べますのでお待ちください。もしほかの御質問があれば。

○廣松部会長 では、準備をしていただいている間に、ほかに何か御質問、御意見はございますか。

○西郷委員 こちらで質問をすべきことだったのか、それとも他の基幹統計調査等との重複調整への対応というところで質問すべきだったのか、うまく乗っからない質問ではあるのですけれども、少し確認という意味で質問をさせていただきたいと思います。

話が入り組んでいるのですが、今回の経済センサスー基礎調査と商業統計調査とが同時に実施されると。片や、経済センサスー基礎調査の方は、本社に聞くというやり方が認められているわけですね。そうすると、本社一括調査にはなったのだけれども、傘下の事業所に商業統計調査の対象の事業所が入っているということが起きたら、きちんと傘下の商業統計調査の対象である事業所には商業統計調査の票が配られるのかどうかということですね。事前に御説明いただいたときには、きちんとそれが配られるようにするというお話ではあったのですけれども、その点がどのように整理されているのかというのを確認させていただきたいと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私からお答えしていいですか。

先ほどの資料2-4の3枚目に薄黄緑色のパターンで調査票Cというものがございます。

本社一括調査の場合は、企業と事業所に調査票Cという1くくりの中で企業、事業所という形で、詳しくは経済産業省から補足があるかもしれませんが、経済センサスと商業を包括的に含んだ共通調査票を本社一括調査票では使うという形にしております。

○西郷委員 ただ、その場合に、本社の格付が商業ではない、だけれども傘下の事業所の格付は商業だというときに、本社が傘下の事業所のことまで調べて書けるのかということと、あと、法的に書いていいのかということと、その辺の整理がどうなっているのかということも伺っておきたいのですけれども。本社そのものは商業統計調査の調査対象にはならないですね。たとえ傘下に商業に格付される事業所を含んでいたとしても、多分、本社そのものは商業統計調査の調査対象にはならないにもかかわらず、本社の方が傘下の事業所に関して商業統計調査のことについて答えるというようなことが実際上できるのかという問題と、それから、法律上やっけていいのかという問題と。多分この場合には、たとえ本社一括調査になったとしても、商業に格付されている事業所に関しては、その事業所にこのC票というものが配られるのが一番いいのではないかと私は思うのですけれども、そういう整理になっているのかどうかということをお伺いしたいのです。これは、結果的に回収率が、商業統計調査がきちんとできるのかということに関わるので、回収率に関係あるというところで今、質問させていただいているのですけれども、ほかにもっと適切な議論の場があるということであれば、そちらに回していただいて、そちらでお答えいただいても構いません。

○廣松部会長 その前に、先ほど北村委員から御質問があった試験調査の際のサンプリングの方法に関して、回答をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 端的に申し上げますと、調査区抽出して、調査区ごとに、先ほど申し上げましたとおり、調査票の売上高あり、なしの区分、それから回答方法の区分を調査区ごとに色分けして、調査区内は、商業以外の部分は、その中を調査員が全部回って全数調査したというような形で調査した上で比較検討しております。

○北村委員 先ほど自治体の方からも報告があったのですけれども、こういう調査の回収率に差が出るのは規模とかそういうものなので、本当は、地域でランダムイズするというよりは、規模で分けてみるというのが、正しい結果というか回収率の低下の原因は何だというようなことを見たいのであれば、切り口としてはむしろそういう、あるいは業種なり、ほかのものにあるのではないかと思うのですけれども、今回はもうこれで実験としては終わったのかもしれないのですけれども、そこら辺を少し考慮された方がいいのかなと思ったのですけれども。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 すみません、試験調査のやり方について、御意見があったと承りました。逆に申し上げますと、試験調査という意味で、総合的にいろいろな要因が分析しきれて、細かに、ダイレクトに分析していないところも、ダイレクトに出ないところもありまして、総合的に判断する必要があるというのは、そういう意味でも申し上げましたということでございます。

御指摘の点は、何を指すかによって試験調査の変数といいたいまいしょうか、変え方をいろいろ検討すべきではないかという御指摘だと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

もう時間をオーバーしてしまいましたが、西郷委員から御指摘のあった点、すなわち本社が商業以外に格付されているとき、その傘下に商業事業所があった場合の調査の仕方というか、調査票の配り方等に関して、今すぐ結論は、お答えは可能でしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 すみません、整理して、次回お答え申し上げます。

○廣松部会長 では、それは次回の宿題ということにしたいと思います。

さて、本日はここまで、前回に引き続き本調査における総売上高の把握について審議をしてまいりました。具体的に、前回の続きとして事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュールと、それからビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由に関して、調査実施者から説明を頂き、御議論を頂きました。

ただし、前回と今回の部会に一部の委員、専門委員が欠席されていますが、5月8日開催の次回の部会では、委員、専門委員全員の皆様が御出席されるという予定であると事務局から聞いておりますので、この総売上高を把握するという点に関して、これまでの審議の中で出ました点に関しまして、3つ情報を提出していただければと思います。1つが、企業構造の事前把握に関してもう少し詳細な情報、それから、先ほど私の方から申し上げました資料2の4ページの表15の統計調査に関して、調査年月の追加、それから、3番目として、先ほど西郷委員から御指摘がございました、商業以外に格付されている本社の傘下にある商業事業所の取り扱い。これらの3つに関して、次回、資料を提出していただいた上で、この総売上高の把握に関連する審議を継続したいと思います。とりあえずそれでよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 部会長、1点よろしいでしょうか。先ほどの3点についてはしっかり承った次第でございますが、1点目の事前把握につきまして、念のために確認なのでございますが、今日お配りされた資料1の中の8ページ目に、本調査前に実施する企業構造の事前把握についての審査メモがございますが、これに沿った形で説明させていただくというような形でよろしいでしょうか。

○廣松部会長 結構です。

そういうことでよろしいですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 すみません、このタイミングで発言させていただくのは申し訳ないのですけれども、次回まで間がありますので、本日の御審議を踏まえて、事務局として御質問事項だけさせていただきたいのですが、先ほど菅先生から、データベースに格納されるデータは雑多なものが入る、定義もばらばらだということで、そのまま使用できないという話がございました。それを実際確認のため使用するというのもまた一方でおっしゃってしまっていて、その必要性の一つのポイントだと思いますので、イメージがつかめるようなものを御提示いただけたらいいかなと思っているのが一点でございます。

それともう一点、最終的にトータルで、地方公共団体からいろいろ負担の話が出ました。その負担に関しまして、最終的にデータベースが整理されれば、総売上高に関しましては最終的に地方の負担が減る、トータルで最終的に減るのではないかという御指摘があったように思うのですが、それはどのようなタイミングで判断することができるのか。諸外国の例でも結構ですけれども、そこを分かるような資料を御提出いただけたらと思います。

それともう一点は、これは調査実施部局にお願いなのですが、地方公共団体と答申後に一応調整されるという話をされたのですけれども、実は、答申後に委員会ないしは部会の先生方に対して、そこが確認できる手立てがないものですから、その辺、本日出た論点につきまして、部会長からも御説明があった、どのような調整をされて最終的に御理解いただいたか、それを事務局の方に頂けましたら、部会長と相談させていただいて、ここにいらっしゃる専門委員の方々にきちんと情報提供させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○廣松部会長 では、菅専門委員、申し訳ありませんがよろしくお願いたします。また、調査実施者の方も、先ほど申し上げました資料につきまして、次回までに準備をよろしくお願申し上げます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 1点確認ですけれども、最後の2つの御質問については、委員に今、資料提示を求められたということですか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 専門委員の方にお願できたらと思っております。一応、御説明されたのが専門委員であって、資料の作成をどこがされるかというのは、お任せいたしたいと思っております。

○廣松部会長 それについては、恐れ入りますが菅専門委員と調査実施者の方で調整をしていただいて、資料の準備をよろしくお願いたします。

最後に皆様にお願がございますが、会議の冒頭に申し上げましたとおり、本部会は論点がたくさんございます。そのため、審議を効率的に行うために、今回の審議も踏まえまして、更に確認したい事項や御意見等がございましたら、本当に時間がなくて恐縮なのですが、4月25日、あさってまでに事務局まで電子メール等により御連絡を頂ければと思います。御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめた上で、御指摘等に対する回答を作成し、次回部会の資料として提出していただきたいと思っております。

それでは、次回の部会日程等に関して事務局から連絡をお願いたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回の部会でございますが、5月8日水曜日の午前10時からということで、本日と同じこの会議室、総務省第2庁舎6階のこの特別会議室で開催することを予定しております。

先ほど部会長からお話のありましたお気付きの点、それから次回の部会において必要な資料等ございましたら、大変短期間で恐縮ですが、25日までにメール等で事務局まで御連絡いただければと思います。

また、本日の資料は次回も使いますので、お持ち帰りの上、また持ってきていただくよ

うよろしく願ひいたします。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、どうも長時間ありがとうございました。本日の部会はこれで終了いたします。